

事例番号:350298

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第一部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 3 日

時刻不明 妊婦健診で受診

11:53- 胎児心拍数陣痛図上、基線細変動消失、繰り返す遅発一過性徐脈を認める

12:55 ノンストレステストで胎児心拍異常あり、分娩誘発目的で入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 40 週 3 日

12:58- 胎児心拍数陣痛図上、変動一過性徐脈、遷延一過性徐脈を散発的に認める

13:15 陣痛開始、オキシトシン注射液による陣痛促進開始

15:11 経膣分娩

胎児付属物所見 臍帯巻絡あり(頸部と肩に1回)

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:40 週 3 日

(2) 出生時体重:2900g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.05、BE -10.4mmol/L

(4) Apgarスコア:生後1分7点、生後5分7点

(5) 新生児蘇生:気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 新生児仮死

生後 1 日 新生児痙攣

(7) 頭部画像所見:

生後 22 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

## 6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、小児科医 2 名

看護スタッフ:助産師 3 名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠 40 週 3 日の受診より前に生じた胎児低酸素・酸血症が出生時まで持続したことによって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。

(2) 胎児低酸素・酸血症の原因を解明することが極めて困難な事例であるが、臍帯血流障害の可能性を否定できない。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

### 1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

### 2) 分娩経過

(1) 妊娠 40 週 3 日、妊婦健診で来院した際の対応(分娩監視装置装着)は一般的である。

(2) 胎児心拍数陣痛図上、基線細変動が乏しく遅発一過性徐脈が認められる状況で胎児の状態によっては帝王切開が必要となることも考慮して分娩誘発の方針としたことは一般的ではない。

(3) 13 時 45 分、14 時 15 分、14 時 45 分に胎児心拍数陣痛図で基線細変動消失

または減少と判読し、オキシソリン注射液を増量したことは基準を満たしていない。

(4) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

### 3) 新生児経過

(1) 新生児蘇生(気管挿管)は一般的である。

(2) 生後1日に新生児痙攣が認められ、高次医療機関NICUに搬送したことは一般的である。

## 4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 子宮収縮薬を使用する際には、文書による説明と同意を取得するとともに保存することが望まれる。

【解説】本事例は、「原因分析に係る質問事項および回答書」によると、分娩誘発の同意書を貰ったが、保存し忘れたとされている。「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」では、子宮収縮薬を使用する際には実施による有益性と危険性について事前に説明のうえ、文書による同意を取得することが推奨されている。同意書を取得時には保存することが望まれる。

(2) 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」を再度確認し、胎児心拍数波形レベル分類に沿った対応と処置を習熟し実施することが望まれる。

(3) オキシソリン注射液の使用については「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」に則して習熟することが望まれる。

(4) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、新生児仮死が認められた場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

#### (1) 学会・職能団体に対して

入院前に発症した異常が胎児低酸素・酸血症を引き起こしたと推測される事例を集積し、原因や発症機序についての研究を推進することが望まれる。

#### (2) 国・地方自治体に対して

入院前に発症した異常が胎児低酸素・酸血症を引き起こしたと推測される事例の発症機序解明に関する研究の推進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体への支援が望まれる。